# 市第21号議案 横浜市港湾施設使用条例の全部改正

#### 1 改正趣旨

横浜港の国際競争力強化を目標に、国際コンテナ戦略港湾として港湾運営会社との一体的取組、国際旅客船拠点形成港湾の指定による客船の優先的な利用、重要文化財に指定された帆船日本丸の保存・活用、港湾緑地の利用促進による魅力ある街並みや賑わいの形成に向けて、新たな規定や許可体系を整理することにより、公民が連携して横浜港を適切に管理運営し、もって今後の港の利用促進や賑わいの創出を図るため、横浜市港湾施設使用条例を改正します。

### 2 改正条例の名称

現行の「港湾施設」の「使用」を重視したものから、「管理運営」も含めたものとするため、「使用」の字句を削除します。

横浜市港湾施設使用条例 → 横浜市港湾施設条例

### 3 主な改正内容

横浜港の更なる国際競争力強化の推進に向けた物流及び賑わい施策を実現していくため、主に次の事項について改正します。

## (1) 管理運営と公民連携体制の強化〔第1条、第3条〕

市が港湾施設をより適切に管理運営することを目的として、公民一体となった強固な連携体制を強化するため、必要に応じて利用に係る総合的な調整と港湾施設の利用者や関係者に協力を要請することができることとします。

## (2) 物流機能の強化〔第18条、別表第1〕

港湾施設の効率的・弾力的運用を図り、コンテナ取扱など**物流機能を強化**するため、条例本則で規定していた**使用料をわかりやすく別表にまとめる**とともに、競争力強化に向けて**適時かつ迅速に弾力的な料金設定が行えるよう、条例に定める金額を上限とし、その範囲内で規則委任**することとします。

#### (3) 客船クルーズ受入機能強化〔第 11 条〕

ワールドクラスのクルーズポートを達成するため、国際旅客船拠点形成港湾の 指定により、市と協定を締結した船会社が、係留施設を優先的に使用できるよう にすることで、客船の着実な寄港に繋げていきます。

# (4) 賑わいのある港づくり〔第14条、別表第1、別表第3〕

横浜ならではの魅力を発信し、賑わいを創出するため、

- ア 重要文化財に指定された**帆船「日本丸」を高度な専門的知識をもって維持管** 理するとともに、一帯の賑わいを創出していけるよう、日本丸メモリアルパー クの指定管理者を非公募とすることとします。〔別表第3〕
- イ 港湾緑地の機能増進に寄与する便益施設(物販、飲食等)等の設置を民間事 業者に許可できるものとし、公民が連携して更なる賑わいを創出できるように します。〔第14条〕
- ウ 横浜港で行われる商業用のロケーションの増加に合わせて、映画等の撮影の料金単価を1日単位から1時間単位とすることで、撮影者の利便性の向上を図ります。〔別表第1〕

### (5) その他

占用許可の導入、滞貨料の廃止、海づり施設の新条例への統合

#### 4 施行期日

平成31年4月1日等

# 関係条文 (横浜市港湾施設使用条例の全部改正)

#### (1) 管理運営と公民連携体制の強化

(目的)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、 横浜市(以下「市」という。)の港湾施設及び国から貸付けを受け、又は管理を委託された港湾施設の利用 及び管理に関し必要な事項を定めることにより、港湾施設の適切な管理運営を図ることを目的とする。

#### (港湾施設の管理運営)

- **第3条** 市は、港湾施設を円滑かつ安全な利用ができる状態に保つこと及びその機能が十分に発揮されることを目的として、管理運営するとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、前項の目的を達成するために必要があると認める場合は、港湾施設の利用に係る総合的な調整を行うとともに、港湾施設を利用する者その他の関係者に協力を要請することができる。
- 3 前項の規定による要請を受けた者は、これに協力するよう努めなければならない。

# (2)物流機能の強化

(使用料等)

第 18 条 第4条第1項又は第 12 条の規定により、港湾施設(大さん橋等を除く。)の使用の許可を受けた者は、別表第1に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(第2項及び第3項 略)

#### (3) 客船クルーズ受入機能強化

### (国際旅客船拠点形成港湾の指定に係る係留施設の優先使用)

第11条 市長は、法第50条の18第1項又は第3項の規定により協定を締結した者に、当該協定の定めるところにより、係留施設を優先的に使用させるものとする。

### (4) 賑わいのある港づくり 一ア

<指定管理者の指定(抜粋)>

#### 別表第3

MANO							
区分	港湾施設	指定管理者の選定の方法					
日本丸メモリアルパーク	日本丸メモリアル パーク	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定された帆船日本丸の保 存及び活用に関する施策の方針を理解し、その維持管理に 関し高度な専門的知識を有するとともに、帆船日本丸を含 む展示施設、研修施設等を運営し、日本丸メモリアルパー クのにぎわいを創出するものを選定する。					

#### (4) 賑わいのある港づくり ーイ

#### (港湾緑地における設置等許可)

- 第14条 市以外の者が、市長が告示する港湾緑地(法第2条第5項第9号の3に規定する緑地をいう。以下この条及び第35条第2項第3号において同じ。)に、当該港湾緑地の機能の増進に資する施設を設置し、及び管理しようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。
- 2 市長は、前項の施設が、市が自ら設置し、及び管理することが不適当若しくは困難な場合又は市以外の者が設置し、及び管理することで当該港湾緑地の機能の効率的な増進に資すると認められる場合に、同項の許可をすることができる。
- 3 第1項の許可の期間は、10年以内とする。

# (4) 賑わいのある港づくり ーウ

<使用料(抜粋)>

### 別表第1

<u> </u>								
区分	単位	使用料						
業として行う映画の撮影その他こ れに類する行為	1時間までごとに	30,000 円						

### (5) その他

#### ・占用許可の導入

#### (占用許可)

- 第16条 港湾施設に工作物その他の物件又は施設(第8条の工作物その他の設備及び第14条第1項の施設を除く。)を設置することにより、当該港湾施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。
- 2 前項の許可の期間は、10年以内とする。

### ・海づり施設条例の統合

#### 附則

(横浜市海づり施設条例の廃止)

7 横浜市海づり施設条例は、廃止する。

### <利用料金(抜粋)>

### 別表第4

### (エ) 海づり関連施設

区分			単位	利用料金		
				大人	中学生	小学生
緑地	釣りを行う ために入場	大黒海づり施設 本牧海づり施設	1人1回につき	900円	450円	300円
	する場合	磯子海づり施設		500円	300円	300円
	釣り以外で入場する場合			100円	50円	50円
緑地附帯駐車場	乗合自動車		1台1回につき1日	500円		
	乗合自動車以外の四輪自動車		1台1日1回につき3時間まで	250円		
			1台1日1回につき3時間を超 え5時間まで	350円		
			1台1日1回につき5時間を超 える場合	500円		
	自動二輪車		1台1回につき1日	70円		